

訪問看護ステーションたちんぐ 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 株式会社Homecareの開設する、訪問看護ステーションたちんぐ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、介護保険法に基づき、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態（介護予防の場合は要支援状態）にある利用者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業は、要介護状態（介護予防の場合は要支援状態）になった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指す。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 訪問看護ステーションたちんぐ
- 二 所在地 福島県郡山市御前南6丁目126
グラシューパーク101

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うため、常勤職員の保健師、看護師のうちより、管理者を選任し、事業所の従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- 二 看護職員 3人以上（常勤職員）

保健師、看護師または、准看護師（以下「看護職員」という）、管理者を含め3人以上置き、訪問による全身状態の把握、在宅療養の援助等を行う。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日

月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び年末年始（12月30日から1月3日）は除く。

- 二 営業時間

午前8時半から午後5時半までとする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、提供方法及び利用料その他の費用の額

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第6条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能維持・回復を図るよう妥当適切に行うことを目的とする。

サービス内容の例

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症利用者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法）

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。また、運営規程の概要、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（訪問看護計画書の作成）

第8条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等をふまえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。

2 看護職員（准看護師を除く）は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成する。

3 看護職員（准看護師を除く）は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明し同意を得る。

4 看護職員（准看護師を除く）は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。

6 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。

（利用者の心身の状況等の把握）

第9条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（保健・医療・福祉サービス提供者との連携）

第10条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る主治の医師、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 正当な理由なく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を拒まない。但し、利用申込者の病状、通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供が困難と認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡を行い、適当な他の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業者を紹介する等の必要な措置を講ずる。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)

第12条 管理者は、看護師等が自己の同居の家族に対し指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をすることをさせてはならない。

(被保険者資格及び要介護認定の確認)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証の介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に際し、利用申込者が、要介護認定の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思をふまえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援(これに相当するサービスを含む)が利用者に対して行われていない場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の1カ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(法定代理受領サービスを受けるための援助)

第15条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき(介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき)は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等)

第16条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域境界から片道1kmにつき50円を徴収する。

3 その他 訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明する。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(費用等の記載)

第17条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した際には、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供日及び内容、法定受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(健康手帳への記載)

第18条 提供した訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な記録を記載する。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、郡山市（湖南町を除く）・須賀川市とする。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第20条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 利用者が、正当な理由がなく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたとき、管理者は市町村に対して通知する。

(虐待防止措置及び身体的拘束)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生または再発防止のため、必要な体制の整備を行う。また、身体的拘束等についても原則禁止し、緊急時やむを得ない場合においては、詳細な記録を残す。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底する。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止のための従業者に対する研修の実施。
- 5 虐待防止対策を適切に実施するための担当者をおく。

(勤務体制の確保)

第23条 利用者に対して、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供できるよう、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業所の従業者の勤務体制を定める。

- 2 従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 3 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第24条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な体制の整備を行う。
- 4 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね1年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 5 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 6 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(ハラスメント対策)

第25条 ハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとする。

- 2 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じる。
- 3 カスタマーハラスメント防止のための必要な措置を講じる。
- 4 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- 5 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知する。

(個人情報保護・秘密保持)

第26条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は、正当な理由なく、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、退職者等が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じ、雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 5 訪問看護記録書等は、情報通信機器を用い電子媒体にて管理するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第27条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲 示)

第28条 事業者は、事業所の見やすい場所・ホームページ（または情報公表システム）に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(居宅介護支援事業者、地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第29条 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して当事業所によるサービスを利用させることの対象として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第30条 提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関して、介護保険法第23条の規定により、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第3号に基づき行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第31条 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（会計の区分）

第32条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第33条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

（その他）

第34条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社Homecareと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和4年9月1日より施行する。

この規程は、令和6年6月1日より施行する。